

下請負における地元発注推進企業の顕彰に関する要綱

(平成 17 年 3 月 30 日 財政局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、元請負人が下請契約を締結する場合において、下請負人に地元企業を用いた割合が高く、地元企業の受注機会の確保及び地域経済の活性化に寄与した元請負人を顕彰するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市発注工事 仙台市長及び仙台市契約規則第 1 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により契約事務の委任を受けた各区役所の長が発注した工事をいう。
- (2) 下請契約 本市発注工事を請け負った者と他の者との間で当該工事の一部について締結された契約をいう。
- (3) 元請負人 下請契約における注文者をいう。
- (4) 下請負人 下請契約における請負人をいう。
- (5) 工事成績 仙台市検査事務要綱(昭和 46 年 8 月 1 日財政局長決裁)第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価点数をいう。
- (6) 地元発注率 元請負人が締結した下請契約の総額のうち、本店を市内に有する者と締結した下請契約の金額の割合をいう。
- (7) 共同企業体 仙台市共同企業体運用基準(平成 3 年 12 月 15 日市長決裁)第 2 条第 1 項により結成された特定共同企業体、同条第 2 項により結成された経常共同企業体、及び仙台市大規模災害復旧・復興建設工事共同企業体運用基準(令和 8 年 2 月 2 日財政局長決裁)第 1 条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体をいう。

(顕彰基準)

第 3 条 顕彰は、次の各号のいずれにも該当する工事(以下この条において「対象工事」という。)の元請負人に対して行うものとする。

- (1) 顕彰を実施する前年度に竣工した本市発注工事であること
- (2) 契約金額が 3 千万円以上であること
- (3) 工事成績が、74 点以上であること
- (4) 契約金額に占める下請契約の金額の割合が、60%を超えること
- (5) 地元発注率が、60%を超えること

2 前項の対象工事には、共同企業体により施工された工事を含むものとする。

(欠格条項)

第 4 条 前条に規定する顕彰の基準に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者は顕彰の対象としないものとする。

- (1) 顕彰を実施する前年度の 4 月 1 日から顕彰を実施する日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条の規定に基づく指名停止の措置を受けた者(次号において「前年度以降指名停止業者」という。)
- (2) 前年度以降指名停止業者を構成員に含む共同企業体

(顕彰の審査等)

第 5 条 顕彰の審査は、仙台市契約事務に関する審査委員会規程(平成 6 年仙台市訓令第 18 号)第 1 条第 1 号に規定する契約事務特別委員会において行う。

2 市長は、前項の審査の結果に基づき顕彰者を決定するものとする。

(顕彰の方法等)

第 6 条 前項の顕彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

2 顕彰者は、地元発注推進企業として広く公表する。

(顕彰の取消し)

第 6 条の 2 市長は、顕彰を受けた元請負人について、第 3 条の顕彰基準に反する事実が判明した場合は、顕彰を取り消すことができる。

- 2 第5条の規定は前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「顕彰の審査」とあるのは「顕彰の取消しの審査」と、同条第2項中「顕彰者」とあるのは「顕彰の取消し」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度に竣工する工事から適用する。

附 則 (平成18年9月29日改正)

この改正は、平成18年10月1日から実施し、平成18年度に竣工する工事から適用する。

附 則 (平成19年6月30日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の下請負における地元発注推進企業の顕彰に関する要綱の規定は、平成19年7月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月3日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度に竣工する工事から適用する。

附 則 (平成24年7月30日改正)

この改正は、平成24年7月30日から実施し、平成23年度に竣工する工事から適用する。

附 則 (平成25年5月20日改正)

この改正は、平成25年5月20日から実施し、平成24年度に竣工する工事から適用する。

附 則 (令和8年4月1日改正)

この改正は、令和8年4月1日から実施し、令和8年度に竣工する工事から適用する。